

申込同時入札型条件付一般競争入札実施要領

申込同時入札型条件付一般競争入札実施要領（平成19年11月15日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要領は、佐賀市が発注する建設工事及び建設工事に関連する業務（以下「建設工事等」という。）の透明性、競争性及び公正性を確保するため、申込同時入札型条件付一般競争入札（以下「申込同時入札」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（入札方法）

第2条 市長は、佐賀市が発注する建設工事等のうち、相当と認めるものについて申込同時入札に付するものとする。

（公告及び公表）

第3条 市長は、前条の規定により申込同時入札に付するときは、申込同時入札に付する建設工事等（以下「対象工事等」という。）に関し地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6及び佐賀市財務規則（平成17年佐賀市規則第62号）第87条に定める事項について公告するものとする。

2 前項の公告は、佐賀市役所本庁の掲示場に掲示する。

3 市長は、第1項の公告に定める内容について、佐賀市のホームページ（以下「ホームページ」という。）において公表するものとする。

（一般競争入札参加資格）

第4条 申込同時入札に参加できる者は、次に掲げる事項について公告で定める要件を全て満たす者とする。

(1) 対象工事等に係る工種及び当該工種に対応する最新の経営事項審査結果通知書（公告の日には有している直近のものをいう。）の総合評定値と佐賀市建設業者施行能力等級表（公告の日において有効なものに限る。）の主観点の合計

(2) 佐賀市が発注した建設工事等（契約検査課を契約窓口として発注した工事に限る。）の手持工事の件数

(3) 佐賀市競争入札参加資格審査の結果、資格があると認められた者の本店等の住所

(4) 過去の同種工事等の実績及び技術者等の配置

(5) その他市長が必要と認める事項

2 次に掲げる者は、申込同時入札に参加することができない。

(1) 令第167条の4第2項に規定する者

(2) 公告の日から入札の日までの間に、次に掲げる指名停止措置又は指名回避措置（以下「指名停止等の措置」という。）のいずれかを受けている者

- (ア) 佐賀市（佐賀市上下水道局を含む。（イ）において同じ。）による指名停止等の措置
- (イ) 佐賀県内の他の公共団体等による指名停止等の措置（佐賀市による指名停止等の措置と同一の事由の指名停止等の措置については、佐賀市による当該指名停止等の措置の開始日以後の措置を除く。）
- (3) 公告で定める期間内に、佐賀市工事成績評定要領（平成17年10月1日施行）第4条に規定する工事に係る評定（以下「工事成績評定」という。）の結果、評定点が70点未満であるとして同要領第6条の規定により通知を受けた者
- (4) 一括下請、下請代金支払の遅延、特定資材の購入強制等について、関係行政機関からの情報により、請負者の下請契約関係が不適切であると市長が認める者
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じる者として、公共工事等から排除要請があり、当該状態が継続しているなど請負者として不適当であると市長が認める者
- (6) 経営状態が著しく不健全であると市長が認める者
- (7) 安全管理の改善に関し、労働基準監督署の指導があり、これに対する改善義務を怠るなど請負者として不適当であると市長が認める者
- (8) その他資格審査において不適当であると市長が認める者
（入札参加申請及び入札の同時実施）

第5条 入札参加を希望する者は、入札参加申請及び入札（以下「申請及び入札」という。）を同時に行わなければならない。

2 前項の申請及び入札を行った者（以下「入札参加申請者」という。）は、入札を辞退することができない。

（申請及び入札）

第6条 申請及び入札は、第3項に定める提出書類を郵送することにより行わなければならない。この場合において、郵送は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により行うものとする。

2 提出書類の提出期限及び提出先は、公告で定める。

3 申請及び入札に必要な提出書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 入札参加申請書
- (2) 入札書
- (3) 工事費内訳明細書
- (4) 最新の経営事項審査結果通知書の写し
- (5) その他公告で定めるもの

4 入札参加を希望する者は、申請及び入札を行うに当たり、次に掲げる事項について留意するものとする。

- (1) 申請書には、必要事項を記入すること。
 - (2) 入札書には、入札金額、工事名、工事場所、日付、会社住所、会社名及び代表者氏名を記入し、使用印鑑として佐賀市に届出をした印鑑を押印すること。
この場合において、入札書の日付は、開札の日を記入すること。
 - (3) 落札決定に当たっては、入札書に記入された金額に100分の108を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に108分の100を乗じて得た金額を入札金額とすること。ただし、予定工期等の末日が平成26年3月31日以前とされているものにあつては、本文中「100分の108」とあるのは「100分の105」と、「108分の100」とあるのは「105分の100」とする。
 - (4) 入札書及び工事費内訳明細書は、工事名と会社名を記入した封筒（以下「中封筒」という。）に入れ、のり付けして封印すること。
 - (5) 中封筒には2件以上の入札書及び工事費内訳明細書を封入しないこと。
 - (6) 中封筒は、1件の入札につき1通とすること。
 - (7) 中封筒に入れていない提出書類（次号において「参加申請書等」という。）及び中封筒は、工事名と会社名を記入した封筒（以下「外封筒」という。）に入れること。
 - (8) 外封筒には2件以上の参加申請書等及び中封筒を封入しないこと。
 - (9) 外封筒は、1件の入札につき1通とすること。
- 5 提出期限までに提出書類が到着しない者及び入札参加資格を有すると認められない者は、入札に参加することができない。

（開札）

第7条 開札は、一般公開とする。

2 開札を行う日時及び場所は、公告で定める。

3 開札は、入札参加申請者のうち立会いを希望する者を立ち合わせて行うものとする。この場合において、立会いを希望する者がいないときは、令第167条の8第1項の規定により、入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

（設計図書等の交付又は購入の場所、期間等）

第8条 入札参加を希望する者に対する対象工事の仕様書、図面及び金抜設計書（以下「設計図書等」という。）の交付又は購入の場所及び期間は、公告で定める。

2 前項の期間には土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日は含まない。

3 第1項の交付又は購入を行うことができる時間は、午前9時から午後4時までとする。

(設計図書等に対する質問及び回答)

第9条 設計図書等に対する質問は、公告で定める質問先において公告で定める質問期限までファクシミリで受け付ける。

2 前項の質問に対する回答は、公告で定める回答期限までに質問者に対しファクシミリにより行う。

(入札参加資格の確認等)

第10条 入札参加申請者のうち入札に参加する資格のない者への連絡は、公告で定める期限までに電話により行う。この場合において、第5条第1項の規定により入札参加申請と同時に行為された入札は、無効とする。

2 入札参加申請者のうち入札参加資格のある者への連絡は行わない。

(入札保証金)

第11条 入札保証金は、免除とする。

(予定価格の公表等)

第12条 予定価格又はその公表に関する事項は、公告に記載する。

(入札の無効)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者
- (2) 入札について不正行為を行った者
- (3) 入札書及び工事費内訳明細書を中封筒に入れていない者
- (4) 中封筒に記入してある工事名とは異なる工事名を記入してある入札書又は工事費内訳明細書を中封筒に入れている者
- (5) 工事費内訳明細書の積算価格と入札書の入札金額との差が1万円以上ある者
- (6) 入札金額、氏名及び印鑑について、誤脱及び判読不可能な記載がある者
- (7) 1人で2以上の入札をした者
- (8) 佐賀市暴力団排除条例（平成24年佐賀市条例第3号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等又はこれらの者と密接な関係を有する者
- (9) その他公告で定める事項に該当する者

(入札中止)

第14条 次の各号のいずれかに該当するときは、入札を中止する。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ったと認めるとき。
- (2) 入札に参加し、及びこれに関係を有する者が共謀、結託その他の不正行為を行い、又は行おうとしていると認めるとき。
- (3) 地形又は工作物の変動により、工事を履行することができなくなったとき。
- (4) 工事の廃止又は変更の必要があると認めるとき。

(落札者の決定)

第15条 落札者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者（次項において「最低価格入札者」という。）とする。

2 最低価格入札者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、令第167条の10又は令第167条の10の2第1項若しくは第2項の規定を適用して落札者を決定する。この場合において、落札となるべき入札をした者が2者以上あるときは、前項の規定を準用して、落札者を決定する。

4 令第167条の10又は令第167条の10の2第1項若しくは第2項の規定を適用する場合の手續に関し必要な事項は、別に定める。

（契約保証金）

第16条 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、契約金額が300万円未満の場合は、免除する。

（入札結果の公表）

第17条 工事名、入札額経過、落札業者名等は、落札決定の日から、総務部契約検査課及び総務部総務課情報公開係において閲覧に供するとともに、ホームページにおいて公表する。

（その他）

第18条 入札参加申請者が3者未満の場合は、入札を行わない場合がある。

2 提出書類についての説明会及び現場説明会は、実施しない。

3 市長は、提出書類について、特に必要があると認めるときは、説明を求めることができる。

4 提出書類の作成に要する費用は、入札参加を希望する者の負担とし、提出後の提出書類は返却しない。この場合において、市長は、当該提出書類の公表及び無断使用は行わないものとする。

5 入札参加を希望する者及び入札参加申請者は、設計図書等を熟知するとともに、この要領を遵守しなければならない。

6 工事終了後に行う工事成績評定の結果、評定点が70点未満の場合は、市長は、佐賀市指名基準の規定により指名停止等の措置をとることができる。

附 則

1 この要領は、平成26年1月1日から施行する。

2 改正後の申込同時入札型条件付一般競争入札実施要領の規定は、施行の日以後に公告を行う一般競争入札について適用し、同日前に公告を行う一般競争入札については、なお従前の例による。